

平成31年第22回
美幌町農業委員会総会議事録

平成31年1月25日 1日間 第全号

美幌町農業委員会

1. 開催日時 平成31年1月25日（金） 午後3時00分から午後3時25分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。（19人）

会長職務代理者	1番	日	下	優	君	農地部会長	2番	白	石	愛	君		
	3番	大	西	政	雄	君	4番	根	塚	信	義	君	
	5番	中	村	寿	恵子	君	6番	小	林	勝	義	君	
	7番	小	泉	豊	和	君	振興副部会長	8番	加	藤	安	弘	君
	10番	寺	本	恵	二	君		11番	日	並	一	三	君
振興部会長 会長	12番	重	清	幸	良	君	13番	木	村	勝	美	君	
	14番	西		学		君	15番	日	並	洋		君	
	16番	齋	藤	一	男	君	農地副部会長	17番	東		砂	裕理	君
	18番	千	葉	正	美	君		19番	松	本	訓	宜	君
	20番	鈴	木	幸	往	君							

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。（3人）

事務局長	酒	井	祐	二	君	総務担当主査	佐々木	鑑	仁	君
臨時筆生	寺	田	裕	子	君					

議事日程

平成31年第22回 美幌町農業委員会総会
平成31年1月25日 午後3時00分開会

日 程 第 1	議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2	諸般の報告について
日 程 第 3	会期の決定について
日 程 第 4	会務報告について
日 程 第 5 報告第37号	第10回 振興部会会議結果報告について
日 程 第 6 報告第38号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 7 議案第77号	農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第 8 議案第78号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 9 議案第79号	現況証明願について

議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は19名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので、只今より平成31年第22回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号15番日並洋委員、同じく議席番号16番齋藤委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査を指名します。
議長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案3件となっております。朗読については省略をさせて頂きます。なお、議席番号9番佃委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定致します。
議長	日程第5、報告第37号「第10回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。 部会長の報告をお願い致します。
振興部会長	第10回振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。平成30年12月21日。美幌町農業委員会振興部会長千葉正美。美幌町農業委員会会長鈴木幸往様。記。 1. 案件 (1) 道外先進地視察研修について。2. 開催日時、平成30年12月21日(金)午後4時15分から午後4時35分。3. 開催場所、議会委員室。4. 出席者、私他計8名、事務局:中谷総務担当。5. 会議結果につきましては事務局の方より、よろしくお願い致します。

総務担当主査	【議案書及び参考資料に基づき説明】
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第37号「第10回振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、報告第38号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
総務担当主査	【議案書に基づき説明】
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第38号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告」については承認することに決定を致します。
議 長	日程第7、議案第77号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号143号。
総務担当主査	はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全6件で内容につきましては売買1件、農業公社の買入が4件、新規の賃貸借1件となっております。 内容番号143号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願います。本件は離農に伴う売買案件です。所有権の移転をする者は○○の○○で○○さんは昨年秋に離農しております。所有権の移転を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○、面積は○○m ² 、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成31年1月28日、代金の支払期限は平成31年10月31日、利用調整日は平成31年1月17日でございます。本件につきましては離農した○○さんの農地を○○農業委員会があっせん調整した結果、○○さんが購入することになったもので売買価格及び支払期限も○○農業委員会が調整したものでございます。議案参考資料4ページで補足説明をさせて頂きたいと思います。参考資料4ページの図面で木禽川を挟みまして上が大空町女満別、下が美幌町でございます。本件の土地は木禽川沿いに位置しております、○○さんの所有農地に隣接する美幌地番の農地となっております。 以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
18 番	内容番号143号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は○○の○○さんの離農にともない、○○農業委員会があっせん調整した結果、○○にある畑のほか、美幌地番の畑も○○さんが購入することになったものです。 ○○さんは家族ふたりで小麦、馬鈴薯、ビートを作付けし意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号143号は適当と認めます。
内容番号144号。

総務担当主査

内容番号144号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件は農業公社の買入案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇m²、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成31年1月28日、代金の支払期限は平成31年3月14日、利用調整日は平成31年1月17日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7番

内容番号144号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが〇〇農業委員会によるあっせん調整により、〇〇にある〇〇さんの離農跡地を購入することになったため、本件農地を売買することになったものです。

この農地については〇〇の〇〇さんが引き受けることになっておりますのでよろしくお願いします。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号144号は適当と認めます。
内容番号145号。

総務担当主査

内容番号145号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件も農業公社の買入案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇m²、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成31年1月28日、代金の支払期限は平成31年3月14日、利用調整日は平成31年1月17日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7番

内容番号145号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが離農するため売買するものです。この農地についても〇〇の〇〇さんが引き受けることになっておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号145号は適当と認めます。
内容番号146号。

総務担当主査

内容番号146号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件は昨年の12月に開催した第21回総会において、買入協議を行った案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇m²、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成31年1月28

日、代金の支払期限は平成31年3月14日、利用調整日は平成31年1月17日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10番

内容番号146号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが離農跡地を売買するもので、こちらの農地については〇〇の〇〇さんが引き受けることになりましたのでよろしくお願ひ致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号146号は適当と認めます。

内容番号147号。

総務担当主査

内容番号147号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件も昨年12月に開催した第21回総会において買入協議を行った案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇m²、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成31年1月28日、代金の支払期限は平成31年3月14日、利用調整日は平成31年1月17日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。

10番

内容番号147号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが離農跡地を売買するもので、こちらの農地については〇〇の〇〇さんが引き受けることになりましたのでよろしくお願ひ致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号147号は適当と認めます。

内容番号148号。

総務担当主査

内容番号148号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願います。本件は離農に伴う新規の賃貸借案件で〇〇の〇〇さんの離農により借受人を変更するものでございます。議案参考資料9ページでご説明を致します。こちらの図面のとおり、〇〇さん所有の農地に隣接する美幌地番の農地であり、賃貸借料及び賃貸期間は〇〇農業委員会で調整したものでございます。議案8ページに戻ります。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇m²、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成31年1月28日から平成36年1月31日までの5年間、利用調整日は平成31年1月17日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。

18番

内容番号148号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件はこれまで〇〇さんが借りていましたが離農するため、〇〇農業委員会であっせん調整した結果、

○○さんが借りることになったものです。○○さんは家族ふたりで酪農のほか小麦などを作付けし意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。

議長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号148号は適當と認めます。
議案第77号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適當と認めるに決定を致します。

議長 日程第8、議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号79号。

総務担当主査 はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全3件ですべて新規の賃貸借3件となっております。内容番号79号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧願います。

貸付人は○○の○○さん、借受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○他計○○筆、面積は合計○○m²で土地明細につきましては議案書11ページをご覧願います。申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料13ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。

14番 内容番号79号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが体調を崩されたことから、今回○○さんが賃貸するものです。○○さんは法人化し小麦、馬鈴薯、ビート、玉ねぎなどを作付けされ、意欲的に営農されていますのでよろしくお願ひ致します。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを1月12日、日下委員と確認しておりますのでよろしくお願ひ致します。

議長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号79号は適當と認めます。
内容番号80号から81号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査 内容番号80号から81号について一括ご説明を致します。貸付人は○○の○○さん、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。

内容番号80号をご説明致します。参考資料は14ページをご覧願います。借受人は○○の○○さん。土地の所在地は○○番○○内他計○○筆、面積は合計○○m²でございます。続いて内容番号81号をご説明致します。参考資料は16ページをご覧願います。借受人は○○の○○さん。土地の所在地は○○番○○内他計○○筆、面積は合計○○m²でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料15ページ並

びに 17 ページの調査表にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。

19 番 内容番号 80 号と 81 号につきましては只今事務局より説明のとおりです。この案件は〇〇さん所有の農地を隣接する〇〇さんと〇〇さんに賃貸借するものであります。〇〇さんは玉ねぎを、〇〇さんは家族 3 人で玉ねぎを作付けされて、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。

なお、農地法第 3 条の許可要件であります法第 3 条第 2 項各号要件に該当しないことを 1 月 17 日、大西委員と確認しておりますのでよろしくお願ひ致します。

議長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号 80 号から 81 号は適当と認めます。
議案第 78 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長 日程第 9、議案第 79 号「現況証明願について」を議題と致します。
内容番号 32 号。

総務担当主査 内容番号 32 号についてご説明致します。参考資料は 19 ページをご覧願います。
願出人は〇〇の〇〇さん、土地所有者は〇〇さん外 1 名でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇m²、願出理由は土地地目変更登記のため、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。

12 番 内容番号 32 号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は〇〇の住宅街の一角にあり、住宅と住宅に挟まれるように幅 3 m、奥行き 33 m と東西に細長い形で火山灰が敷かれ、普段は駐車場として使用するなど、長年、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを 1 月 10 日、日並一三委員、大西委員と私で確認しておりますのでよろしくお願ひ致します。

議長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号 32 号は適当と認めます。
議案第 79 号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長 以上で全議案の審議を終了しました。
これをもちまして、第 22 回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議長 ご苦労様でした。

閉会 午後 3 時 25 分